



TIB におけるテストマーケティング等
プロジェクト実施事業者 公募要項

令和 6 年 2 月

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課

1. 目的

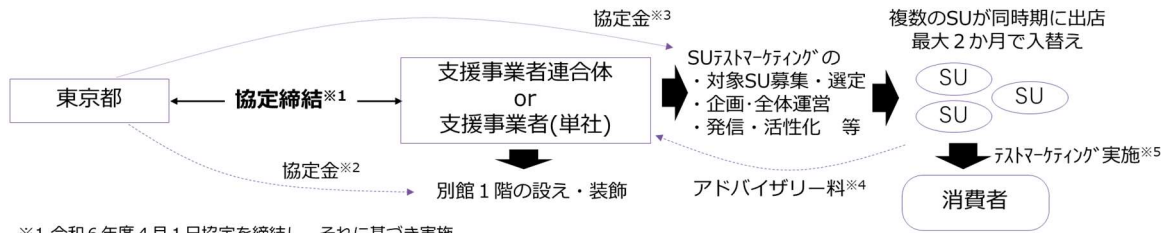
東京都（以下「都」という。）は、2022 年 11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を 5 年で 10 倍、東京の起業数を 5 年で 10 倍、都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を 5 年で 10 倍を目指す「未来を切り拓く 10×10×10 のイノベーションビジョン」を掲げている。その実現のために、現在、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。HP 参照 <https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>）の構築を進めている。TIB は、世界中のイノベーションの結節点を目指し、多様な人々がつながり、革新的なアイデアやテクノロジーで社会を前進させる挑戦者を生み出す場として、2023 年 11 月よりプレオープンし、2024 年 5 月にグランドオープンする（予定）。

TIB で挑戦者とそれを応援する人をつなげる（Collaboration）取組として、行政や大手企業、大学など、様々なプレイヤーとスタートアップとの協業を推進する。その一つとして、TIB 別館 1 階（別紙 1 参照）を、一般消費者向けプロダクト（食品含む）等を扱うスタートアップのテストマーケティングの場とし、そこから数多くの協業を生み出すプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を実施する。これにより、TIB を利用するエコシステムプレイヤーがスタートアップのファーストカスタマーとなるきっかけを作るとともに、スタートアップにとって、そのプロダクトやサービスが国内外の市場に進出するファーストステップの場となることを目指す。

2. 事業概要

- （１） 都が本プロジェクト実施事業者（共同事業体も可） 1 者を公募・採択し、協定を締結する。
- （２） 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- （３） 本プロジェクト実施事業者は、2025 年 3 月まで、TIB 別館 1 階を、多数のスタートアップによるテストマーケティング及びネットワーク拡大の場とすることで、スタートアップの育成及び TIB 利用者等とスタートアップとの協業を促す。
- （４） 本プロジェクト実施事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及び KPI（スタートアップ育成・協業分）を設定し、設え等については実費相当、KPI 設定業務についてはその達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- （５） KPI 設定業務に係る協定金の算定にあたっては、外部有識者を含む KPI 評価委員会により達成状況等の評価を行う。

【事業スキーム図】



※1 令和6年度4月1日協定を締結し、それに基づき実施

※2 運営や集客に必要な設え・装飾に係る経費は、都が協定金を支出(実費精算：上限6,000万円)。

※3 運営経費のうち、SUに投資を呼び込み、TIBを巻き込んでエコシステム全体を育成する取組は協定金を支払い（KPI方式：上限4,000万円）

※4 運営経費のうち、※2を除く部分は、SUからのアドバイザー料を設定することを可とする（上限1万円/SU・日）。

※5 価格に対する消費者の反応の把握が必要となることから、実勢価格での販売を想定

3. 本プロジェクト実施事業者の公募

（1）本プロジェクト実施事業者の要件

本プロジェクト実施事業者は、TIB 別館という場を活かしてスタートアップの育成・協業に向け、事業者自身が有する強みを生かしたプログラムの実施に取り組む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- （ア）東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップ・エコシステムを、東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- （イ）事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、別館1階の運営や集客に必要な設え・装飾をしたうえで、数多くのスタートアップがテストマーケティングを行い、販路拡大につなげる事業推進力を有する。
- （ウ）食品を含む一般消費者向けプロダクト等を扱うスタートアップにおける、大手企業等との協業や資金調達、市場進出、マーケティング等における課題について理解力を有する。
- （エ）集客に向けた設え・装飾や、スタートアップの支援、テストマーケティングの運営の実績を有する。
- （オ）募集・選定してテストマーケティングの場を提供するスタートアップ（以下「対象スタートアップ」という。）への投資や協業を見込める国内外の多様な支援者等とのネットワークやスタートアップどうしのネットワークコミュニティ形成に関する実績を有する。
- （カ）テストマーケティングの様子や本プロジェクトによる実践事例の認知度向上・成果発信に資する発信力を有する。
- （キ）事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。

（2）本プロジェクト実施事業者の役割

（ア）対象スタートアップの募集・選定

TIB 別館1階に同時期複数のスタートアップがテストマーケティングを実施し、

1社あたり短期（最大2か月程度）で入れ替わるよう、対象スタートアップを募集・選定する。募集に際しては、TIB 利用者・関係者からの紹介も広く受け入れるとともに、選定にあたっては、ピッチイベント等により公平性・公開性を確保する。

なお、募集においては、TIB のホームページを LP として活用すること。

（イ）テストマーケティング等の企画・全体運営

対象スタートアップが同時期に複数者運営し、定期的な入れ替えも可能になるよう、全般的なスケジュールを設定し、TIB 別館 1 階をスタートアップのテストマーケティングの場となるよう全般的な調整（区画管理、テストマーケティング等をする上で必要な官公庁協議、届出を含む）・運営を行う。個別店舗の設営撤去・商品管理・金銭管理・販売促進・接客等に加え、顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略などに関するアドバイスなどにより、対象スタートアップを支援する。

特に、対象スタートアップに対し、海外市場も含め協業や出資、販路開拓につながるよう、TIB の利用者・関係者と連携した仕掛けを講じる。

なお、TIB 別館として活用できるエリア及び実施事業者が運営するにあたり利用できる厨房設備は別紙 2 のとおりとし、利用可能時間は、平日は午前 10 時から午後 9 時まで、土日祝は午前 10 時から午後 5 時までとする。（年末年始を除く）

（ウ）本プロジェクトの発信・活性化

対象スタートアップの活動やその結果・成果について、他のスタートアップや TIB を利用する団体・個人が、その意義や方法などを実感できるよう、効果的な手法で発信する。また、東京都においても HP 等で発信できるよう、そのコンテンツを提供する。

対象スタートアップの各店舗に TIB 利用者・関係者や周辺の一般消費者が数多く立ち寄れるよう、本プロジェクト活性化に向けた取組を講じる。

特に 5 月中旬（予定）の TIB グランドオープン時には、取組を広く発信できるようにする。

（エ）TIB 別館 1 階の設え・装飾

TIB 別館 1 階において、上記（イ）（ウ）に資する設え及び装飾を行う。設え及び装飾については、複数の対象スタートアップの出店と顧客の購買がスムーズに行えるレイアウトとする。また、有楽町駅前の人通りが多い立地であることや一般消費者を含む数多くの集客を踏まえ、また、TIB の理念に沿ったコンセプトのもと、別紙 3 の内容を実施する。

（オ）事業進捗及び KPI 達成状況の報告

企画書に基づき、事業実施後、進捗状況、上記（エ）の実費額及び設定した KPI の達成状況について、都に報告する必要がある。

（3）実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（※）

※ 遅くとも 5 月 14 日までにはスタートアップによるテストマーケティングを開

始し、期間終了まで継続的に実施する。

(4) 対象スタートアップの選定

本プロジェクト実施事業者が定める対象スタートアップの選定について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 東京都内を対象として事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 創業後原則 10 年以内であること。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ウ) 民法第 90 条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ④ 事業目的実現のために適当な事業者であること。
- ⑤ 本プロジェクト参加のための適切な体制を確保すること。また、本プロジェクト実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑥ 本プロジェクトの趣旨を理解し、選定期間中、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示すこと。
- ⑦ 一般消費者向けプロダクトやサービスを扱う事業者であること。
※運営期間中、テストマーケティング実施店舗のうち少なくとも一つ、食品系を扱う事業者が出店している必要がある。

4. 東京都と本プロジェクト実施事業者との連携

(1) 公募・審査

都は、「5.(1) 応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

(2) 協定の締結

都は、採択した本プロジェクト実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する(別紙 4 参照)。

(3) 都の本プロジェクト実施事業者に対する支援等の内容

(ア) 協定金の支払い

都は、上記 3 (2) エに記載する設え等の実費額に関する精査を行い、また、対象スタートアップの育成・協働に係る KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、設え等に係る実費相当額(以下「実費相当額」という。)及び KPI 設定業務に係る評価額(以下「評価額」という。)を、協定金として支払う。

※詳細については、別紙 5「TIB 別館におけるテストマーケティング等プロジェクト協定金支払いに係る算出方法について」参照

①設え・装飾に係る実費相当額

都は、上記 3（2）エの役割としての設え・装飾に係る経費を精査し、実費相当額として上限 6,000 万円を支払う。

②KPI 設定業務に係る評価額

都は、上記 3（2）ア、イ及びウの役割のうち、対象スタートアップの育成・協働を進め、TIB を巻き込んでエコシステム全体を拡大する取組として、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、評価額として基準額及び成果報酬額、上限 4,000 万円を支払う。

a.基準額

応募時に都及び本プロジェクト実施事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、3,000 万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。本プロジェクト実施事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を都に提出する。

b.成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、成果報酬額の上限は、1,000 万円とする。

③支払時期

原則として、事業終了後、都より実費相当額の精査・確定及び評価額の審査を経て一括払いにより支払う。ただし、相手方の請求により、四半期ごとに、別に定める額を支払うことができるものとする。その場合、事業終了後、確定額に基づき精算する。

④その他経費

上記 2（3）ア、イ及びウの役割のうち、評価額算定に関わらない取組や協定金支払い額を超える活動に係る経費は、本プロジェクト実施事業者が、対象スタートアップからのアドバイザリー料を設定して賄うこととする。アドバイザリー料は、

1 日 1 対象スタートアップあたりで上限 1 万円とし、提案を通じて設定する。

(イ)建物の管理

都は、施設の施錠や警備、防災設備点検等の建物管理を行う。本プロジェクト実施事業者は、設備等の利用にあたって善良な管理者の注意義務を果たし、その義務違反により生じた損害は当該事業者が補填するものとする。

(ウ) TIB ネットワークとの連携・調整等

都は、本プロジェクトがエコシステム拡大に資するよう、TIB 利用者や関係者 (TIB パートナー等) のネットワークとの連携・調整を行う。また、TIB 公式のホームページや SNS 等様々な媒体での周知や発信について、本プロジェクト実施事業者と連携して行う。

5. 本プログラム実施事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の (ア) ~ (オ) の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること (採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。)。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社 (合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他①から④に類する者として東京都が認めるもの

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団 (暴力団排除条例 (平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等 (暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。) が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション (送り付け商法)、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。

- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。
- (ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。
- (エ)その他、上記３（１）に記載する要件を有すること。
- (２) 募集受付期間
2024年2月27日（火）から同年3月18日（月）17時まで
- (３) 質問の受付
 本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。（締め切り：2024年3月11日（月）
 メールアドレス：S1130102@section.metro.tokyo.jp
- (４) 応募様式提出前の意向表明
 応募する意向がある事業者は、2024年3月5日（火）12時までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。
 なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。
- (５) 説明会の開催
 (４)の意向表明届を提出した事業者を対象に、2024年3月6日（水）又は7日（木）に TIB 別館1階で説明会（1時間程度）を実施し、追加の資料を配布する。開催日時は個別に案内する。
- (６) 応募様式の提出
 下表で指定する応募書類※の電子データを「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量が10MBを超える場合はデータを分けて送付）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。なお、応募書類の提出後、2日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

※応募様式は、以下のホームページからダウンロード可

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo-innovation-base-fp5>

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF

5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF
6	スタートアップ支援やテストマーケティング 運営に関する業務実績を示す書類	任意	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注1：設え・装飾に係るレイアウト図、内装設計資料及び什器等選定資料を含む
プレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

6. 審査の流れ

（1）審査方法

一次書類審査及び、有識者等で構成される審査会によるプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、2024年3月25日(月)(予定)に行う。詳細は応募いただいた方に別途都より連絡する。

（2）審査基準

以下の基準 No.1～10 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	内容
1	企業情報	- 事業内容 - 財務情報 等
2	実施計画・実施体制（15点）	- プロジェクト実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か - 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか - 対象スタートアップからの適切な出店料を考慮した収支計画になっているか - スタートアップのテストマーケティング及びネットワーク拡大の場を提供できる十分な体制を、連携・協力する事業者等により構築しているか
3	事業への理解（10点）	- 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか - 一般消費者向けプロダクト等を扱うスタートアップにおける、大手企業等との協業や

		資金調達、市場進出、マーケティング等における課題を理解しているか
4	KPI 及び事業目標設定の妥当性 (5 点)	・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
5	対象スタートアップ募集・選定方法の妥当性 (10 点)	・ テストマーケティングとして、多数のスタートアップが入れ替わりで出店する計画になっているか ・ 公平で公開された場での選定を予定しているか ・ 事業目的に即した選定方針になっているか
6	テストマーケティング等の企画・全体運営 (20 点)	・ TIB のネットワークを活用し、対象スタートアップの協業や出資、販路開拓につながる仕掛けを予定しているか ・ 顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略などに関するアドバイスを予定しているか ・ 継続的に数多くの一般消費者が立ち寄り、購買できる円滑なオペレーションを準備しているか ・ 海外からの顧客を想定しているか
7	発信力 (10 点)	・ 本事業の認知度向上に向けたブランディングや P R などの実行が可能か ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
8	設え・装飾の計画の妥当性 (15 点)	・ 一般消費者を含む数多くの集客が見込め、かつ、TIB のコンセプトを踏襲してデザインしているか ・ 複数の対象スタートアップの出店と顧客の購買がスムーズに行えるオペレーションが可能なレイアウトか
9	管理・調整力 (10 点)	・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・ スタートアップエコシステムの関係者や専

		門家等と連携したプロジェクトになっているか
10	本事業目的への適合性（5点）	・ 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか

※採用最低基準を設定する

各審査項目について、全委員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

（3）採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、高い得点を得た応募者1者を採択する。

応募事業者には、2024年3月27日（水）に結果の通知を行う。

7. 留意事項

- （1）本プロジェクト実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- （2）応募に要する費用について、都は負担しない。
- （3）応募様式等は日本語で記載すること。
- （4）都と本プロジェクト実施事業者との協定の締結は、当該事業に係る令和6年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。
- （5）本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性がある。
- （6）採択企業及び対象スタートアップには、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合がある。
- （7）以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容とした場合
- （8）応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として必要な範囲で共有、利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

8. 関係資料

- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf

・Tokyo Innovation Base ホームページ

<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 14 階北側

電話番号：03-5388-2106

メールアドレス：S1130102@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。A4 横のプラットフォームに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

(2) 留意事項

- (ア) 表紙を作成すること。
- (イ) 目次を記載すること。
- (ウ) 提案事項の全体をまとめた概要を 2 頁以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (エ) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて 30 頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として 100 頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- (オ) ページ番号を記載すること。
- (カ) フォントは自由とするが企画書の本文記載は 10 ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- (キ) 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- (ク) 使用する言語は日本語とする。
- (ケ) 表紙には、表題として「TIB 別館におけるテストマーケティング等プロジェクト実施事業者 企画書」と記載すること。
- (コ) 個人名や会社名を記載しないようにすること。
- (サ) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (シ) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (ス) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含める。
- (セ) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- (ア) 都の戦略や TIB の理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- (イ) 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）
- (ウ) 集客に向けた設え・装飾や、スタートアップの支援、テストマーケティングの運

営の実績等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

- (ア) 対象スタートアップの募集・選定、TIB 別館 1 階の設え・装飾、スタートアップによるテストマーケティング実施及びネットワーク形成などに係るスケジュール
- (イ) 本事業を通して達成したい目標
- (ウ) 対象スタートアップの募集及び選定方針・方法
- (エ) テストマーケティングの運営方法及び効果の見込み
- (オ) TIB のネットワークを活用した、対象スタートアップの協業や出資、販路開拓につながる仕掛け
- (カ) TIB プログラムとしての本事業の認知度向上のためのブランディングや PR 方策
- (キ) 設え・装飾に係るレイアウト図、内装設計資料及び什器等選定資料
- (ク) 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策

TIB におけるテストマーケティング等
プロジェクト実施事業者 公募要項



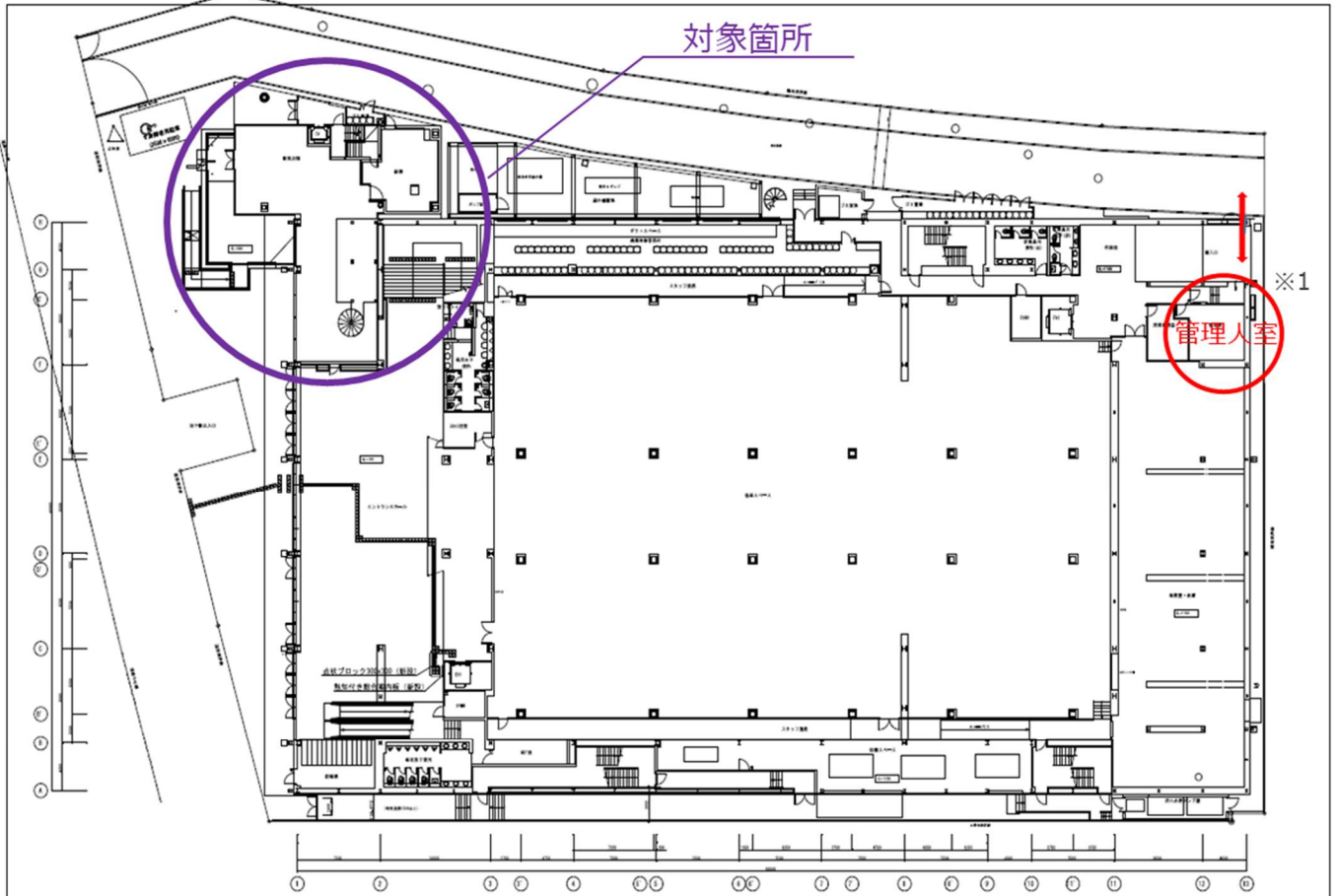
対象建物

住所：東京都千代田区丸の内 3-8-3

案内図 (S : NS)

凡例：  出入口

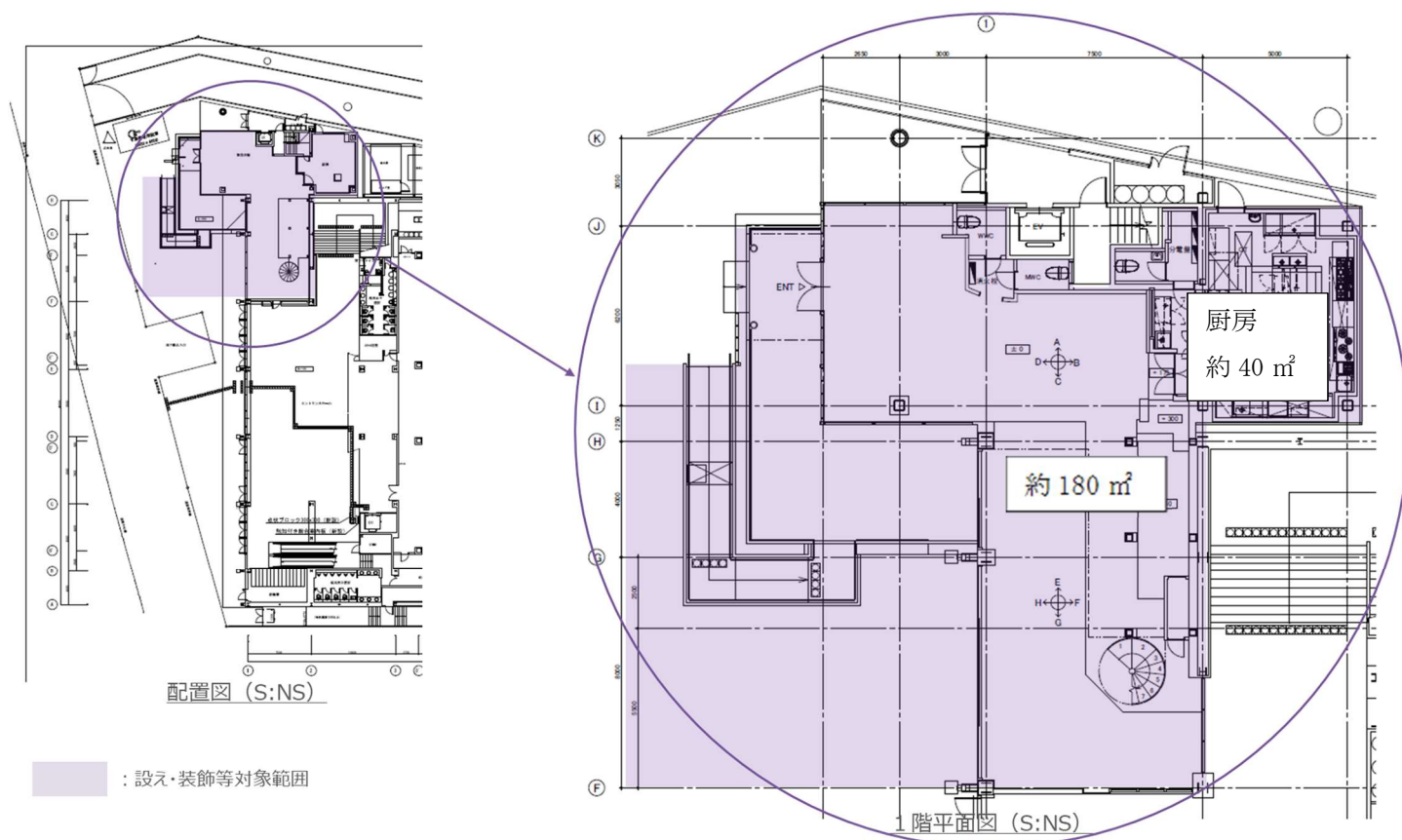
※1 管理人室にて、名簿等に必要事項を記載し、受付してから入退室すること。



配置図 (S : NS)

TIB におけるテストマーケティング等

プロジェクト実施事業者 公募要項



利用できる厨房設備一覧

No.	名称	台数	寸法(W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	冷蔵コールドテーブル	1	1200×600×800	ダイワ	4 4 6 1 CD
2	冷蔵コールドテーブル	1	1200×750×800	フクシマ	TRW-40RE1-F
3	冷蔵コールドテーブル	1	1200×600×800	ダイワ	4 4 6 1 CD
4	冷蔵コールドテーブル	1	1500×600×800	ダイワ	5 4 6 1 CD
5	冷凍コールドテーブル	1	1200×750×800	—	—
6	冷凍コールドテーブル	1	1500×600×800	ダイワ	5161SS-EC
7	製氷機	1	1000×600×800	ダイワ	DRI-75LMTF
8	IH コンロ	3	1200×450×800	パナソニック	KZ-PH34-K

9	オープンレンジ	2	555×750×820	パナソニック	NE-BS9A-K
10	調理台	2	1200×450×800	—	—
11	作業台	1 1 1	555×750×820 450×765×820 1000×400×900	—	—
12	調理棚	1	2030×400×800	—	—
13	三方枠作業台	1 1	600×650×740 550×550×800	—	—
14	クリーンテーブル	1	720×750×820	—	—
15	一槽シンク	1 1 1	600×600×800 1200×750×820 600×600×900	—	—
16	水切り棚(2 段)	1 1	600×350×330 1090×350×330	—	—
17	調理台	2	1200×450×800	—	—
18	二槽シンク	1	1200×500×800	—	—
19	吊戸棚	1 1 2	1000×500×900 1200×500×900 1350×500×900	—	—
20	手洗い器	1	410×320	—	—

TIB におけるテストマーケティング等

プロジェクト実施事業者 公募要項

1. 設え・装飾を実施する施設の概要

一般消費者向けプロダクト（食品含む）等を扱うスタートアップがテストマーケティングを実施できるスペース

2. 設え・装飾の内容

- (1) レイアウト設計
- (2) 内装整備
- (3) 造作壁整備
- (4) 造作家具整備
- (5) サイン整備
- (6) 電気設備等整備
- (7) その他必要な整備
- (8) 諸官公庁協議等

なお、整備する仕上材、什器等は新品であること。

3. 設え・装飾にあたっての注意事項

(1) 諸官公庁協議

該当エリアについては、建築基準法上の飲食店用途に該当する点に留意する。造作壁等の新設に伴う防災設備の設置等にあたっては、諸官庁との協議・届出を行い、整備完了時期が遅れないように全体スケジュールを鑑みながら実施すること。

(2) 作業時間の調整

作業時間は、原則 8 時 30 分～18 時 00 分頃まで（準備、清掃、後片付け、撤収を含む。）とする。別館については、開館しておらず、施設利用者はいないが、本館は令和 6 年 2 月から、TIB 2 階を 10 時から 21 時まで常時開館している。そのため、著しい騒音や粉塵、臭気等が発生し、本館のイベントや利用者に影響を及ぼすことが想定される作業については、22 時 30 分から翌日 9 時 30 分まで（準備、清掃、後片付け、撤収を含む。）とする。

(3) 搬出入及び作業車両について

搬出入車両は、配置図北側の敷地内通路から実施できる。また、作業用の車両については、上記敷地内通路に駐車できる。ただし、別途実施される保守や点検等により駐車状況が変更となるため、事前に調整すること。

(4) 養生の実施

搬出入経路及び作業に応じて、養生をすること。また、別館は開館しておらず、利用者がいないことから、別館内の養生は設置したままとできる。なお、屋外での塗装作業などについては、常時開館中の本館利用者への影響を考慮し、必要に応じて養生やガードマンの配置を実施すること。